

コロナに負けるな！リフォーム応援キャンペーン

令和4年度 《新型コロナ対策支援事業》

糸魚川市住宅・店舗リフォーム補助金

糸魚川市では、リフォーム工事の需要喚起による地域経済の活性化、新型コロナウイルス感染症対策の促進を図るため、市内の施工業者による住宅リフォーム工事等に要する経費の一部を補助します。

【受付期間】 令和4年6月24日(金)～令和4年8月1日(月)

※申込が予算額を超えた場合は、先着順ではなく抽選により交付対象者を決定します。

【受付時間】 月曜～金曜 8:30～17:15（土、日、祝日は除く）

【受付場所】 市役所3階 建設課、能生事務所 振興係、青海事務所 振興係

1 事業の概要

(1) 補助対象者

《次の条件を全て満たす方》

- (1) 市内に住民登録があり、居住している方
(個人が定住を目的に購入または購入する予定の空き家住宅の改修工事を実施し、改修工事完了後、糸魚川市に住民登録し、その住宅に居住する者は対象となります。)
- (2) 市税等の滞納がないこと。

(2) 補助対象住宅

《次の条件を全て満たすもの》

- (1) 市内の建築物で居住用のもの（分譲型マンションで居住者の所有箇所を含む。)
- (2) 所有者またはその家族が住民登録し居住しているもの（住宅等の取壊し工事は除く。)
- (3) 店舗併用住宅の場合は、住宅または店舗のいずれか一方を補助対象とする。
(店舗部分の補助については店舗用チラシをご覧ください。)

《対象とならないもの》

- ・賃貸契約を結んでいる住宅（アパート・マンション・借家）
- ・居住者のない住宅（空き家・別荘等）

(3) 補助対象事業

《次の要件を全て満たすもの》

- (1) 住宅のリフォームに伴う工事で、10万円（消費税込み）以上のもの
※対象工事は、3ページ「2 補助対象・対象外事業一覧」をご参照ください。
- (2) 市内に本社（本店）または支社（支店）を有する施工業者（個人事業主を含む。）が工事を行うこと。
- (3) 他の制度の補助金や保険金を受け取って行う工事ではないこと。
- (4) 補助金交付決定後に着手する工事であること。
※申請書の「交付決定前事業着手」を記入・誓約することで、事前着手も可能です。

《対象とならないもの》

- (1) 見積り、設計に要する費用
- (2) 家電製品及び家具等の購入費用（工事を伴わないもの及び軽微な設置工事のもの）

(4) 補助金額

[基本分] 補助対象事業費 (10 万円以上) × 1/5 ※上限 10 万円

例：補助対象事業費 100 万円の場合は 10 万円、20 万円の場合は 4 万円

[加算分] うち木材購入費 × 1/2 ※上限 10 万円

補助対象事業費のうち、糸魚川産木材を使用する場合のみ ※産地証明書が必要です。

[基本分] + [加算分] = 最大 20 万円 (それぞれ 1,000 円未満切捨て)

例：補助対象事業費 50 万円のうち、糸魚川産木材購入費 20 万円の場合は、
50 万円 × 1/5 = 基本分 10 万円、20 万円 × 1/2 = 加算分 10 万円、合計 20 万円

(5) 予算額

4,000 万円 (店舗リフォーム補助を含む。)

(6) 申込方法

- ①申請書に必要事項を記載及び必要書類を添付する。
 - ②市役所3階建設課、能生事務所、青海事務所に提出してください。
(提出いただいた書類については、返却できません。)
- ※詳しくは、「3 手続きの流れ」をご参照ください。

(7) 交付決定 (不決定) 通知

令和4年8月上旬を予定

(8) 実績報告書

工事完了後1か月以内に実績報告書を提出してください。

最終期限：令和4年12月28日(水)まで ※資材等の供給不足・納期の遅れ等により工事完了が見込めない場合は、令和5年3月31日(金)まで延長可

ご注意ください

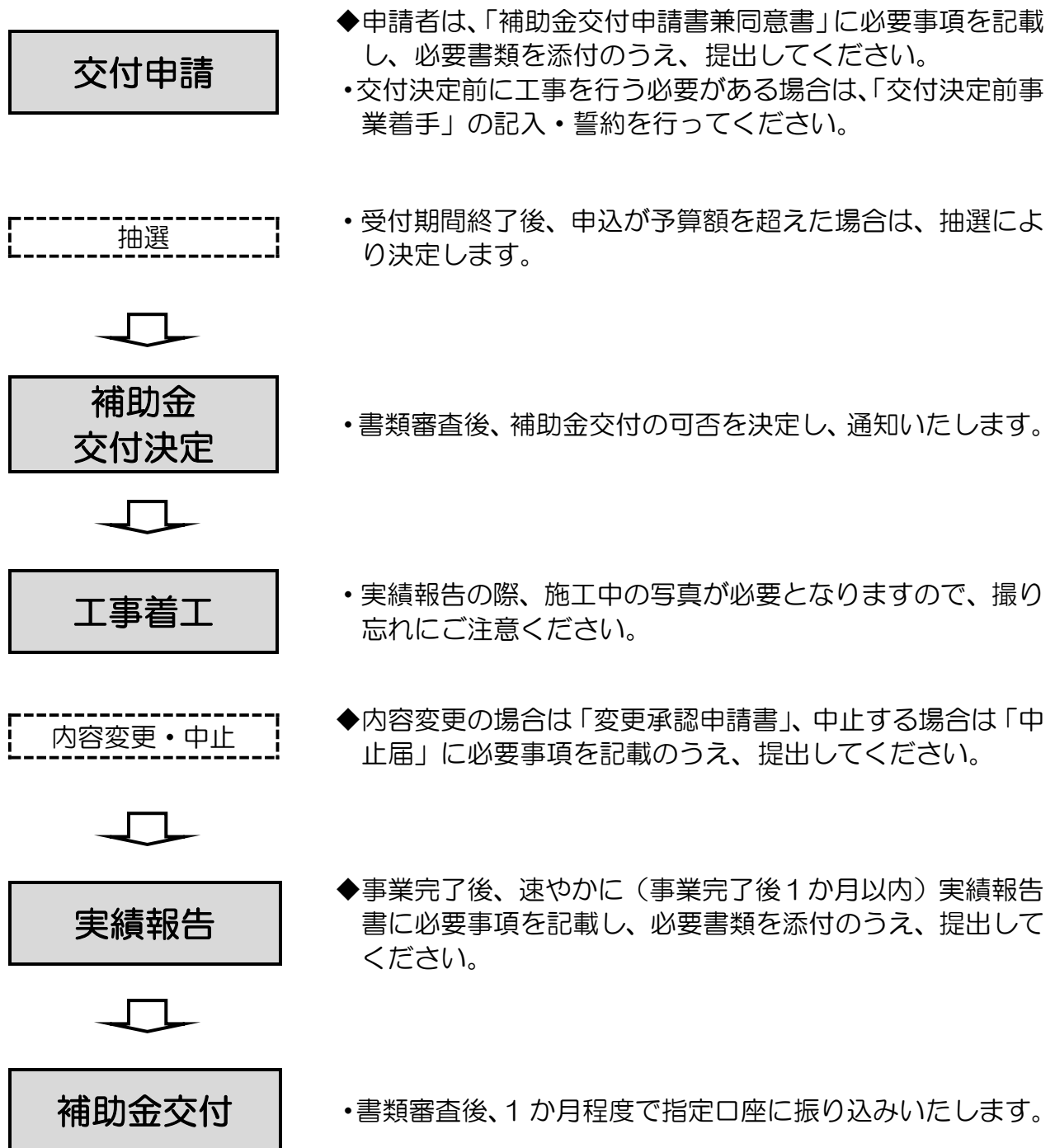
- (1) 申請書の内容をよく確認の上、記入してください。特に申請内容に誤りがあった場合、補助金の交付が取消されることがありますのでご注意ください。
- (2) 申請額が補助予定額を超えた場合は抽選を行い、補助対象者を決定いたします。抽選結果により補助金の交付ができない場合があります。なお、抽選結果については、公表いたしません。
- (3) 補助金の交付を受けようとする方は、必ず工事を行う前に申請し、交付決定を受けてから工事に着手してください。交付決定前に工事を行う必要がある場合には必ず、申請書の「交付決定前事業着手」を記入・誓約してください。
- (4) 交付申請前に行った工事 (または工事中) は、対象外です。

2 補助対象・対象外事業一覧

主な対象事業の例を記載しています。ご不明な場合は、お問い合わせください。

工種	可否	対象工事の例	特記事項
増築	○	家屋の増築	
機能アップ	○	防水工事	
	○	防音工事	
	○	耐震化工事	
	○	断熱化工事	
外装	○	屋根の改修・葺替	
	○	外壁の改修	
	○	窓、ドア、サッシ、シャッターの設置・改修	
	○	風除室、ポーチ、ベランダ等の設置・改修	
	○	克雪化工事	雪止め金物、雪庇防止フェンスの設置等
内装	○	床・壁・天井の改修	
	○	壁紙の貼替え、左官壁の塗替え	
	○	畳の入替、表替	
	○	段差解消、手すりの設置・改修	
	△	照明器具の改修	配線工事を伴うもの
冷暖房	○	ペレット・薪ストーブの設置・改修	
	△	エアコンの設置	空気清浄機能、換気機能付きエアコン設置に限る。
配管・水回り	△	トイレの改修	便座のみの交換は対象外
	○	浴室の改修	ユニットバスを含む。
	○	給湯器の設置・交換	
	○	システムキッチンの設置・改修	
	○	給排水管、ガス管の改修	
	○	下水道の繋ぎ込み	
外構	○	フェンス、塀、門の設置・改修	
	○	敷地内の舗装、土間コンクリート・土台の改修	
付属家	△	車庫の新築・増築	住宅と同一敷地内または半径 300m 以内に限る。
	△	小屋、カーポートの新築・増築	住宅と同一敷地内に限る。
その他	△	住宅等の取壊し	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物で固定資産税の課税対象となっているもの ※取壊しによる土地の固定資産税の増額の可能性がありますのでご注意ください。
対象外	×	交付申請前の工事	
	×	土地の造成	リフォーム工事ではないため
	×	住宅の新築	リフォーム工事ではないため
	×	住宅と別の敷地にある小屋の修繕	
	×	庭の改修	リフォーム工事ではないため
	×	家電製品の購入	工事を伴わないもの及び軽微な設置工事のもの
	×	家具の購入、カーテン・ブラインド等の設置	製品の購入が主なため
	×	シロアリ駆除	リフォーム工事ではないため

3 手続きの流れ（申請から交付まで）



4 申請の手続き

<事業実施前>

申請書の提出	<p>必要書類を整えて、受付期間中に提出してください。</p> <p>《受付期間》</p> <p>令和4年6月24日(金)～令和4年8月1日(月)まで</p> <p>※申込が予算額を超えた場合は、先着順ではなく抽選で交付対象者を決定 (抽選となった場合の結果は公表しません。)</p> <p>《提出書類》</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 補助金交付申請書兼同意書<input type="checkbox"/> 補助対象事業に係る見積書の写し(施工業者の押印があるもの)<input type="checkbox"/> 補助対象事業の実施箇所に係る施工前の写真<input type="checkbox"/> 補助対象事業の実施箇所を示す工事図面または見取図<input type="checkbox"/> 施工場所の位置図 <p>(該当する場合は提出)</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 建物売買契約書の写し※空き家住宅を購入して改修工事をする場合<input type="checkbox"/> 納税証明書※市外在住者が空き家住宅を購入して改修工事をする場合
--------	---

<事業完了後>

実績報告書の提出	<p>事業完了後、速やかに必要書類を整えて提出してください。</p> <p>《提出期限》</p> <p>事業完了後1か月以内の実績報告書を提出してください。</p> <p>最終期限：令和4年12月28日(水)まで</p> <p>※資材等の供給不足・納期の遅れ等により工事完了が見込めない場合は、令和5年3月31日(金)まで延長可</p> <p>《提出書類》</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 補助金実績報告書<input type="checkbox"/> 補助対象事業の施工箇所の「施工中」及び「完了後」の写真<input type="checkbox"/> 補助対象事業の明細を記載した契約書または請求書の写し<input type="checkbox"/> 補助対象事業に係る領収書等の支払いを証明する書類の写し <p>(該当する場合は提出)</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 納品書の写し(納入者、納入先、製品型番等が記載されたもの)※エアコン設置工事を行った場合<input type="checkbox"/> 糸魚川産木材の産地を証明する書類※糸魚川木材を使用した場合<input type="checkbox"/> 確認済証または建築工事届の写し※建築基準法に規定する届け出を行った場合<input type="checkbox"/> 住民票※市外在住者が空き家住宅を購入して改修工事を行った場合
----------	---

5 お問い合わせ (Q&A)

	ご質問 (Q)	回答 (A)
手続き関係		
1	(補助等の併用) この補助金以外の補助制度を利用する予定ですが、補助を受けることはできますか？	他の制度と併用して、補助金交付はできません。 他の補助金や補償、保険の給付等について、比較・検討のうえ、申請者で判断をお願いします。「6 他の支援制度」をご参照ください。
2	(申請者) 申請者は、だれになりますか？	申請する住宅に居住し、所有している方です。 ただし、所有者が別の場所に住んでいる場合（家族所有に限る。）は、申請する住宅の居住者となります。（※所有者の承諾が必要です。）
3	(交付決定前の着手) 申請書を提出すれば、交付決定を待たずに工事を行ってもいいですか？	交付決定後に工事着手していただきます。 ただし、申請書の「交付決定前事業着手」を記入・誓約することで、事前着手は可能です。
4	(内容変更) 申請時と工事内容や工事金額が変更する場合は、どうなりますか？	内容が変更となる場合は、「変更承認申請書」を提出してください。 申請された工事内容の実績に応じて補助金交付します。交付決定後、交付金額の増額はできませんが、実績に応じて減額となる場合があります。
5	(工事の中止) 補助金交付決定後、工事を中止する場合は、どうなりますか？	工事を中止した場合は、必ず「事業中止届」を提出してください。
6	(工事写真) 工事写真は、どの程度必要ですか？	工事写真は、工事内容が申請書や見積書どおりに行われたかを確認するために使用します。工事箇所について、全ての写真を添付してください。
7	(補助金の支払い) 補助金は、どのように交付されますか？	工事完了後に実績報告書を提出いただき、内容確認後に指定口座に振込みいたします。 なお、振込先は申請者の口座に限りませので、直接、業者等への支払いはできません。
施工業者		
8	(業者) 市内に店舗がある業者であればどこでもよいですか？	市内に本社（本店）または支社（支店）を有する施工業者が対象です。 市内に店舗があれば必ず対象ではありませんので、詳しくはお問い合わせください。
9	(業者の紹介等) どの業者に依頼するのがよいか分からない。業者を紹介してもらえますか？また、その内容が適正か確認してもらえますか？	業者の紹介は、行いません。 申請書類等を確認しますが、契約する工事の金額等が妥当か等については関与しませんので、申請者が内容を理解・納得したうえで、業者に工事を依頼してください。
10	(業者の変更) 申請時に計画していた施工業者から他の業者に変更は可能ですか？	補助金交付は申請時の内容を条件としていますので、施工業者の変更はできません。 ただし、一部工事の取り止めに伴う施工業者の減少は可能です。

対象工事等		
11	<p>(工事中) 工事中ですが、申請できますか？</p>	工事中（交付申請前の着手）のものは、対象になりません。（原則、交付決定後の工事着手となります。）
12	<p>(店舗) 併用住宅（店舗等）の場合、補助対象額の算定方法はようになりますか？</p>	住居部分についてのみ補助対象です。屋根などで対象範囲が明確でない場合には、居住部分と店舗部分の床面積に応じて算定します。
13	<p>(家電) テレビの購入は、対象ですか？</p>	設置工事を伴わない（軽微な設置工事を含む）家電製品の購入は、対象外です。
14	<p>(家電、家具) 台所のリフォームに合わせて、冷蔵庫と食器棚を購入したのですが、費用に含めてもいいですか？</p>	台所のリフォーム工事のみ対象となります。設置工事を伴わない家電製品の購入及び家具の設置は、対象外です。
15	<p>(台所) システムキッチンのうち、ガスコンロをIHクッキングヒーターに取替する工事は対象となりますか？</p>	設置工事を伴うIHクッキングヒーター取替工事は対象となります。単独製品（キッチンと一体になっていないもの）は、対象外です。
16	<p>(物置) 小型物置（イナバ物置・ヨド物置等）の設置は、対象となりますか？</p>	小型物置を固定する基礎工事（べた基礎・布基礎）が含まれるものについては、対象です。（基礎ブロック＋転倒防止工事だけのものは、対象外です。）
17	<p>(空き家) 空き家をリフォームしたいと考えていますが、対象になりますか？</p>	糸魚川市内に住民登録があり（住民登録する予定も含む）、リフォームする住宅に居住する場合は、対象となります。
18	<p>(個人施工の材料費) 個人でリフォームを行う予定ですが、その材料費などは、補助対象となりますか？</p>	市内施工業者によるリフォーム工事が対象です。個人で施工する場合は、対象外です。
19	<p>(糸魚川産木材の確認) 糸魚川産木材かどうか不明ですが、確認してもらえますか？</p>	糸魚川産木材を使用した場合は、産地証明書により確認をします。実績報告書提出時に産地証明書を添付してください。
20	<p>(エアコン) エアコンの設置工事は、対象となりますか？</p>	テレワークによる在宅勤務や家庭内で体調不良者が発生した場合の自宅待機に備えて、「空気清浄機能、換気機能付きエアコン」を設置する工事は、対象となります。ただし、窓に取り付けるウインドエアコンは、対象外です。
21	<p>(対象エアコンの確認) 対象となる空気清浄機能、換気機能付きエアコンの判定方法はようになりますか？</p>	国が実施している「こどもみらい住宅支援事業」のリフォーム対象製品のエアコン検索を参照してください。
22	<p>(エアコン設置工事の必要書類) エアコン設置工事の場合に必要な書類等がありますか？</p>	交付申請書に設置するエアコンのメーカー及び製品型番等を記載してください。また、実績報告書提出時に製品型番等が記載された納品書の写しを添付してください。

6 他の支援制度（住宅・店舗リフォーム補助金以外のもの）

詳しくは、それぞれのお問い合わせ先にご確認ください。

	支援制度	お問い合わせ先 電話 552-1511
福祉関係	介護保険 住宅改修 補助：7割～9割 上限14万円～18万円 内容：手すり取付、段差解消、洋式便器への取替等	福祉事務所 介護保険係 内線2168
	在宅介護応援ほ一む事業 ※令和4年度の受付は終了しました。 補助：1/3 上限50万円 内容：住宅改修（50万円以上の工事）	
	高齢者・障害者向け住宅整備補助事業 補助：1/2、3/4、10/10 上限30万円または50万円 内容：居室・廊下・トイレ・浴室・玄関等の改造、階段昇降機・ホームエレベーターの設置	
空き家関係	UI ターン促進空き家取得支援事業補助金 補助：1/2 上限100万円（基本50+加算10～50万円） 内容：登録空き家の取得にかかる経費	企画定住課 人口減対策係 内線2426
	UI ターン促進空き家改修事業補助金 補助：1/3 上限50万円（基本30+加算10～20万円） 内容：登録空き家の修繕、増築にかかる経費	
	危険空き家除却支援補助金 補助：1/2 上限50万円 内容：危険空き家の解体、除却にかかる経費	環境生活課 市民生活係 内線2181
その他	いといがわ木の香る家・店づくり促進事業 ※令和4年度の受付は終了しました。 補助：1/2 上限20万円 内容：住宅等の新築等にかかる糸魚川産木材の購入費	農林水産課 林業水産係 内線2334
	雪おろし安全対策支援事業補助金 補助：1/2 上限5万円（要援護世帯 10万円） 内容：命綱固定アンカー、転落防止柵、固定式昇降用はしごの設置工事	建設課 施設維持係 内線2354
	木造住宅耐震改修支援事業 補助：1/3 上限65万円 内容：耐震補強設計を基にした改修工事	都市政策課 都市計画係 内線2372
	ブロック塀等除却補助金 補助：1/2 上限10万円 内容：コンクリートブロック等の塀（高さ1m以上）の除却工事	
	ペレットストーブ設置事業補助金 補助：1/3 上限15万円 内容：ペレットストーブ本体、部材購入、取付け費用	環境生活課 環境係 内線2185
	住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金 太陽光発電設備 52,000円/kw 上限26万円 太陽熱利用温水器 設置費用の1/4 上限10万円	

◆お問い合わせ先◆

糸魚川市 産業部 建設課 管理住宅係

電話：025-552-1511（内線2364・2365）

FAX：025-552-8477 メールアドレス：kanri@city.itoigawa.lg.jp